

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十一月七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十一月七日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

路 線 名	日高狭山線
供用開始の区間	日高市大字中鹿山字八幡久保四八〇番 四地先から 同市大字中鹿山字八幡久保四八〇番一 地先まで
供用開始の期日	令和五年十一月七日
備 考	令和四年八月十九日付 け埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第九号で告示 した道路予定区域の供用 開始である。 延長五〇・〇〇メー トル